

防府市と株式会社丸久との地域活性化包括連携協定

防府市（以下「甲」という。）と株式会社丸久（以下「乙」という。）とは、地域の活性化に向けて幅広い分野における協働の取組を実施するため、以下のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互に連携の下、甲が推進する地域活性化に関する施政に対して協働の取組を実施することにより、市民の暮らしやすいまちづくりの実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 地産・地消の推進及び農林水産物等の開発・販売に関すること。
- (2) 防府市政情報の発信に関すること。
- (3) 健康増進、食育、介護に関すること。
- (4) 子ども・青少年育成に関すること。
- (5) 高齢者及び障害者への支援に関すること。
- (6) 地域や暮らしの安全・安心及び災害対策に関すること。
- (7) 環境問題の対策に関すること。
- (8) 観光の振興に関すること。
- (9) その他地域社会の活性化及び住民サービスの向上に関すること。

（具体的取組）

第3条 前条各号に定める事項を効果的に促進するための具体的取組については、甲乙協議の上、実施するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期限は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了1ヵ月前までに甲または乙のいずれかからも解約の申し出がない場合は、この期間は、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協定の見直し）

第5条 甲または乙のいずれかから、この協定の内容の変更を申し出た時は、その都度協議の上、変更を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく取組の実施にあたって知り得た秘密を、甲または乙の承諾なしに第三者に漏らしてはならない。

（疑義の決定）

第7条 この協定について疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。


（履行の決定）

第8条 前各条に定めるもののほか、この協定の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれの署名の上、各自1通を保有する。

平成25年12月18日

甲 山口県防府市寿町7番1号  
防府市  
防府市長

松浦正人 

乙 山口県防府市大字江泊1936番地  
株式会社丸久  
代表取締役社長

田中康男 